

RIDING SPORT MEMBERS

RIDERS SPIRIT FROM MOTORCYCLE SCENES SINCE1982

2025ライディングスポーツ・メンバーズ

1. 対象となる事故

被保険者が日本国内でライディングスポーツカップ及びRSMに登録されているレース・イベント及び一部の練習走行に参加している最中、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。

2. 保険責任期間(補償期間)

令和7年(2025年)4月1日午前0時より 令和8年(2026年)3月31日午後12時まで

加入手続日(RSM事務局による保険加入手続および承認日)が令和7年4月1日以降の場合、保険責任期間は加入手続日の翌日午前0時から令和8年3月31日午後12時までとなります。RSM事務局による保険加入手続および承認には、RSMのオンライン登録および更新から1週間前後かかる場合があります。自分が参加するレース、イベントに間に合うよう、お早めにお申し込みください。

3. 料金

加入区分	申請料 合計 (注1)	傷害保険金額				
		死亡補償	後遺障害 (最高限度額)	入院 日額 (1日目から/180日限度)	通院 (1日目から/30日限度)	
大人	高校生以上 64歳以下*	3300円	2000万円	3000万円	4000円	1500円
	65歳以上*	2650円	600万円	900万円	1800円	1000円
子ども* (中学生以下)	2250円	3000万円	4500万円	4000円	1500円	

(注1) 申請料内訳は、高校生以上64歳以下3300円(保険料1850円/事務手数料1450円)、65歳以上2650円(保険料1200円/事務局手数料1450円)、中学生以下2250円(保険料800円/事務手数料1450円)です。
※年齢判断は該当年度の4月1日を基準とします。該当年度4月2日以降に65歳を迎えた方は【高校生以上64歳以下】となりますのでご注意ください。

4. 支払われる保険金

(1) 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、**通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。**
(2) 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。
(3) 死亡された場合、死亡保険金額の全額が支払われます。ただし、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払われた金額を控除した残額が支払われます。
(4) 後遺障害保険金は、以下の金額が支払われます。
・約款で定める第1級に該当する後遺障害は後遺障害保険

金最高額
・約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害は、死亡保険金額の4%～89%
なお、保険期間を通じ約款記載の保険金額が支払限度となります。
(5) 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合に、保険金が支払われます。
お支払額
入院中の手術:入院保険金日額の10倍
入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍
ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回

に限られます。1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみが支払われます。
※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※支払対象となる「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、治療を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)
(6) 通院しない場合においても、約款所定の部位に傷害を被った場合で、その部位を固定するために医師の指示により

ギブスなどを常時装着した場合、その日数に対し、通院保険金が支払われます。
(7) 入院、通院とも医療費の実費ではなく、**1日当たりの定額保険金が支払われます。**
(8) 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。
(9) 入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても、入院・通院保険金は重複して支払われません。
(10) これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金など関係なく支払われます。

5. 保険金を支払えない主な場合

(1) 次のような事由により生じた傷害

①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
②被保険者の自発行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯り運転
③被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失
④被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除

きます。)

⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱^{*}、放射能汚染など※テロ行為によるケガは対象となります。
(2)むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
(3)ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
(4)次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。

①急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。)
②野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
③成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など) など

(5)他の身体の障害または疾病の影響
ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
(6)日本国外での事故および補償期間外に発生した事故など

6. ケガをしたら(保険金請求の流れ)

転倒などでケガをした場合、速やかに以下の手順で保険金を請求してください。

- ①レース主催者へ事故の報告を行ってください。氏名や住所などに加えて、事故の日時、場所、事故の詳細な状況、ケガの部位、ケガの症状(例:骨折、脱臼、捻挫、打撲、裂傷など)、入院の有無(見込み含む)をすべて説明してください。
- ②レース主催者から2輪モータースポーツ育成協会(RSM事務局)へ報告が行なわれると、その後、**ケガをした申請者に保険金の請求に必要な書類一式が、スポーツ安全協会より直接送付されます。**

※入院保険金請求額が10万円以下の場合、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書の提出は不要です。※医療機関の領収証が必要になることがあります。保険金請求を行なうまで保管してください。

※詳しくはスポーツ安全保険のページをご確認ください。
<https://www.sportsanzen.org/hoken/index.html>

2輪モータースポーツ育成協会 ライディングスポーツメンバーズ

〒112-0012 東京都文京区大塚3-19-10-2F

Tel.03-5395-0616

(留守電での対応となる場合があります)

<https://www.ridingsport.com/rsm/>